

大津市道並びに法定外道路及び普通河川等の境界確定事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、大津市道並びに法定外道路及び普通河川等の市有地（以下「市有地」という。）に係る境界確定等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2 この要領で取扱う事務の範囲は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の用に供されている土地（以下「道路用地」という。）と隣接する土地との境界の確定
- (2) 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成16年条例第59号）に規定する法定外道路（以下「法定外道路」という。）及び同条例に規定する普通河川等（以下「普通河川等」という。）と隣接する土地との境界の確定
- (3) 大津市が認定した、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の範囲（以下「道路区域」という。）の確認
- (4) その他の所管する市有地と隣接する土地との境界

第2章 境界確定事務

(境界確定申請)

第3 市有地に隣接する自己の所有する土地（以下「申請地」という。）と市有地との境界が明らかでないために、境界確定協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による申請書を市長に提出するものとする。

2 申請書の提出部数は1部とする。

3 申請者は同一の申請地で道路用地は法定外道路若しくは普通河川等と境界確定協議をしようとする場合、第1項に定める申請書で同時に申請することができる。

4 公共事業施行のため境界確定が必要な場合は、様式第2号による申請書とする。ただし、本市が公共事業の施行主体となる場合は、様式第3号による申請書とする。

(費用の負担)

第4 境界確定に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(申請者の範囲)

第5 申請者は、申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 申請地の土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とする。
- (2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、やむを得ない場合には、相続人のうち1名でも申請することができるものとする。
- (3) 申請地が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者のうち1名でも申請することができるものとする。
- (4) 申請地の土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記して申請する。
- (5) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者両者の連名申請とする。なお、この場合は、信託原簿の写しを添付するものとする。

- 2 申請地に、所有権移転仮登記の記載がある場合は、権利者の同意を求める。
- 3 公共事業施行のため境界確定を必要とする場合は、前各項の規定にかかわらず、施行主体の官公署が申請者となることができる。ただし、本市が事業の施行者となる場合は、その事業を担当する所属長が申請者となることができる。

(境界確定申請書の添付書類)

第6 境界確定の申請書に必要な添付書類は次のとおりとし、その詳細は別表1に定めるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)に規定する地図又は地図に準ずる図面(以下「公図」という。)
- (3) 現況平面図
- (4) 横断面図
- (5) 隣接土地所有者一覧表(様式第4号)
- (6) 申請地の全部事項証明書
- (7) その他参考となる書類(地積測量図、周辺既確定図面等)

- 2 前項に定める図面の大きさは、日本工業規格A列3番以内とする。ただし、やむを得ない場合は、日本工業規格A列2番でも可能とする。

(事前調査)

第7 市長は、申請書に添付されている書類の内容について審査を行い、必要な調査を行うものとする。

(立会等の通知)

第8 市長は、申請者に対し、現地立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

- 2 申請人は、利害関係人並びにその他参考人等に対しては、申請者から立会を依頼するものとする。

(立会人の必要範囲)

第9 現地立会は申請地の土地所有者及び利害関係人を行うものとする。ただし、申請地の土地所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とする。
- (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とする。なお、この場合申請人は、戸籍謄本、遺産分割協議書等の相続関係を証明する書面を提出する。
- (3) 申請地が共有の場合は、次号に該当する場合を除き共有者全員とする。
- (4) 申請地が共有であっても、区分所有建物の敷地の場合で、共有者全員で立会することが困難なときは、管理組合等の規約に基づき定められた代表者とする。なお、この場合申請人は、管理組合等の規約の写し又は境界確定を行う権限を有する代表者であることを決定した総会等の議事録の書面を提出する。
- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、その法定代理人とする。
- (6) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者とする。

2 現地立会時に立会を求める利害関係人は次の各号に定めるものとする。

- (1) 申請地の両隣の土地所有者。土地所有者が死亡している場合は、相続人代表者でも差し支えない。

また、申請地の両隣又は隣の片側の土地が市有地で幅員4メートル未満の道路法の適用を受ける道路又は法定外道路、普通河川等の場合は、その市有地の隣の土地所有者

ただし、幅員4メートル以上の既確定又は4メートル以上あることが明確である場合はこの限りでない。

(2) 境界確定を行う市有地を挟んだ申請地の反対側の土地（以下「対側地」という。）の所有者。ただし、市有地が幅員4メートル以上の道路法の適用を受ける道路用地、もしくは市有地が法定外道路、普通河川等であって対側地に幅員4メートル以上の既確定又は4メートル以上あることが明確な場合は、対側地の所有者の同時立会を省略することができるものとする。

(3) 第5第2項に規定する権利者

3 現地立会は、土地所有者、利害関係人の他、次の各号に規定する者を参考人として同時立会いを求めるものとする。

(1) 地元自治会長。ただし、申請地と境界確定を行う市有地が道路用地のみで、かつ申請地が不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図が備え付けられている地域の範囲内で、大津市長が認めた場合はこれを省略することができるものとする。

また、申請地の両隣接に復元が容易な境界確定協議書がある場合や、申請地に復元が容易な地積測量図（座標付き）が備え付けられている場合等、大津市長が認めた場合はこれを省略することができるものとする。

(2) 必要がある場合は、農業組合関係者及び水利組合関係者、古くからの地域の事情に詳しい地元古老等にも立会いを求めるものとする。

（不調事案）

第10 申請者と境界の確認が得られなかった場合は、不調とする。

2 申請者とは境界の確認ができたが、第9第2項に規定する立会者の承諾が得られなかった場合は不調とする。ただし、次の各号に該当するときは境界を確定することができるものとする。

(1) 申請地に隣接する土地所有者から承諾が得られない場合で、申請地の隣の土地との境界に接しない地点までの一部確定とする場合

(2) 境界確定を行う市有地が法定外道路又は普通河川等で、対側地が既に市有地との境界が確定済みであり、本市が主張する最低幅員を大幅に上回る幅員が確保できる場合

3 公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合又は位置関係が把握できない場合は、次の第11に規定する場合を除き不調とする。

4 現地立会后1年以内に申請者から境界確定協議書の提出がない場合は原則として不調とする。ただし、再立会を行い境界が確認できた場合はこの限りでない。

（公図が混乱している場合の処理）

第11 申請地のある地域の公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合、又は位置関係が把握できない場合で、次の各号に該当し市長が特に認めるときは、第10第3項の規定にかかわらず、境界の確認を行うことができるものとする。

(1) 申請地と市有地との隣接関係は把握できるが、申請地と申請地の隣の土地との隣接関係が把握できない場合であって、その公図混乱地域内の関係土地所有者全ての実印が押印され、その印鑑登録証明書が添付された書面（隣接証明書、不隣接証明書、筆界確認書等）の提出があり、その書面により隣接関係が把握できる場合

(2) 申請地と市有地との隣接関係は把握できるが、申請地の隣の土地がプラス表示の場合、プラス表示地域内の関係土地所有者全てが現地立会時に同時に立会し、その境界確認に承諾が得られた場合

(3) 対側地のみが混乱している場合

(4) 申請地の地番がプラス表示で、プラス表示地番内の土地所有者全てが申請地と同一

所有者の場合

(5) 市有地のみがプラス表示の場合

(法定外道路、普通河川等の最低幅員)

第12 法定外道路、普通河川等の境界確定については、次の各号に規定する基準の幅員を必要とする。

(1) 公図上、大津市の市有財産が法定外道路単独の場合、1.2m以上

(2) 公図上、大津市の市有財産が普通河川等単独の場合、0.9m以上

(3) 公図上、大津市の市有財産が法定外道路と普通河川等とが平行に隣接して並んでいる場合、1.8m以上

2 道路用地が法定外道路、普通河川等のみで供されている場合、前項の基準に準ずるものとする。

(境界確定協議書の作成及び提出)

第13 申請者は市長と境界確定の協議が整ったときは、次の各号に規定する境界確定協議書を作成するものとする。

(1) 境界確定の協議が整った市有地に隣接する土地（以下「確定地」という。）は、様式第5号による境界確定協議書

(2) 確定地が本市の所有する土地の場合には、様式第6号による土地境界確認書

2 境界確定協議書の作成部数は原則として大津市保管分として1部、申請地の土地所有者保管分の1部とする。ただし、確定地の土地所有者が複数の場合は、土地所有者保管分として土地所有者の人数分を作成することができるものとする。

3 公共事業施行のため境界確定が必要な場合は、前項の規定にかかわらず公共事業の施行主体の保管分として、境界確定協議書を1部追加して作成することができるものとする。

4 境界確定協議書への申請地の土地所有者の記名押印は、確定地の土地所有者全てが記名し実印を押印しなければならないものとする。ただし、確定地の土地所有者が第9第1項各号に該当する場合は、それぞれに定める者全てが記名のうえ、実印を押印しなければならないものとする。

5 作成した境界確定協議書は、次の第14第1項に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(境界確定協議書の添付書類)

第14 境界確定協議書には次の各号の書面を添付のうえ袋綴じし、第13第4項に規定する者全てが割印するものとする。なお、添付書類の詳細は別表2に定めるところによるものとする。

(1) 印鑑登録証明書

(2) 承諾書（様式第7号）

(3) 位置図

(4) 地図又は地図に準ずる図面（公図）

(5) 現況平面図

協議により確定した線を「官民境界確定線」と表記する。

(6) 横断面図

(7) 隣接土地所有者一覧表（様式第4号）

(8) 測点図又は座標点リスト

2 前項に定める図面の大きさは、日本工業規格A列3番以内とする。ただし、やむを得ない場合は、日本工業規格A列2番でも可能とする。

3 確定地の土地所有者が法人の場合は、前項第1号の印鑑登録証明書の他、代表者事項証明書を併せて添付するものとする。

4 確定地の土地所有者が邦人で、外国に在住している場合は、次の各号に規定する証明書を添付するものとする。

(1) 住所についての証明として、在外公館の在留証明書又は日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限ある官公署からの証明書

(2) 印鑑等についての証明書として印鑑登録証明書が得られない場合は、本人の署名（及び捺印）に相違ない旨の在外公館の証明書

5 確定地の土地所有者が外国人である場合で、日本国外に居住する外国人の場合は、各国官公署の証明した居住及び署名証明書（和訳分添付）を添付するものとする。

6 承諾書には、第9第2項及び第3項に規定する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等の署名、捺印を要するものとする。

7 添付書類のほか、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等）で保存されている図面等の提出を同時に求めることがある。

（境界確定申請の取り下げ）

第15 申請者から境界確定申請の取り下げの申し出があった場合は、様式第8号による申請取り下げに関する書面の提出を求めるものとする。

2 市長は、申請者から前項に規定する書面の提出があったときは、申請者に境界確定申請書を返却するものとする。

（境界標等の埋設）

第16 申請者は、境界確定立会の協議が整ったときは境界プレート又は境界杭を必要な箇所に設置するものとする。この場合において、境界プレート又は境界杭を原則として本市から支給するものとする。

（境界確定協議書の交付）

第17 市長は、申請者から提出された境界確定協議書を審査した結果、適正と認めたときは、境界確定協議書に記名押印し、確定地の土地所有者保管分を申請者あて交付するものとする。その際、境界プレート等埋設完了写真の提出を求めるものとする。

2 境界確定協議書を交付したときは、受領者から受領書（様式第9号）を受理しなければならないものとする。

（確定協議書の保管）

第18 境界確定協議書は、関係書類とともに保管する。

（境界確定済証明）

第19 申請者は、境界確定協議後に境界確定の証明を求めるときは、次の各号に書類が添付された境界確定協議済証明交付申請書（様式第10号）を提出するものとする。

(1) 申請者の印鑑登録証明書

(2) 位置図

(3) 地図又は地図に準ずる図面（公図）

(4) 申請地の全部事項証明書

(5) その他市長が必要と認めた書類（地積測量図等）

2 申請地の土地所有者が法人の場合は、前項第1号の印鑑登録証明書の他、代表者事項証明書も併せて添付するものとする。

3 申請者からの求めがあれば、印鑑登録証明書、全部事項証明書及び代表者事項証明書は還付できるものとする。ただし、この場合は、申請者はそれぞれの書類の写しを提出するものとする。

4 申請者の資格は、第5に規定するものとする。

ただし、法定外道路及び普通河川等の表示登記や開発区域の確定等、特に市が認めた場合にはこの限りではなく、その場合は確定地の対側及び境界確定線と点で接する土地所有

者も申請できるものとする。

5 市長は、第1項規定の申請書を受理したときは、確認のうえ次の各号に掲げる書類を添付した境界確定協議済証明書（様式第11号）を申請者に交付するものとする。

- (1) 現況平面図の写し
- (2) 横断面図の写し
- (3) 測点図又は座標点リスト

6 証明書の交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。

（境界確定図の写しの提供）

第20 申請者は、境界確定協議書の写しの交付を求めるときは、境界確定図写しの交付申請書（大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の様式第2号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、境界確定図の写しを申請者に交付するものとする。ただし、境界確定図の写しができるものは次のとおりの書類とする。

- (1) 現況平面図
- (2) 横断面図
- (3) 測点図又は座標点リスト
- (4) その他の図面

3 境界確定図の写しの交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。

4 交付する境界確定図の写しは、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に該当するものを削除したものとする。

5 交付する資料は、日本工業規格A列1番以内とする。

第3章 公図訂正事務

（公図訂正承諾申請）

第21 境界確定の申請者は、公図が混乱している地域等で境界確定を行うために、法務局へ公図訂正の申し出を行う場合で、関係土地所有者として本市に公図訂正の承諾を求めるときは、境界確定事務担当職員と事前に協議を行ったうえ、公図訂正承諾申請書（様式第12号）による申請書を市長に提出するものとする。

（費用の負担）

第22 公図訂正に関する費用は、すべて申請者の負担とする。

（公図訂正承諾申請書の添付書類）

第23 公図訂正承諾申請書に必要な添付書類は次のとおりとする。

- (1) 承諾書
- (2) 位置図
- (3) 公図（訂正前の公図）
- (4) 公図訂正案（訂正後の公図）
- (5) 現況平面図
- (6) 申請地の全部事項証明書
- (7) 隣接土地所有者一覧表（様式第4号）
- (8) 関係土地所有者の承諾書の写し
- (9) 関係土地所有者の印鑑登録証明書の写し、関係土地所有者が法人の場合は印鑑登録証明書の写し及び代表者事項証明書の写し
- (10) その他参考となる書類（地元古図、分合筆経過図、用地調査所見等）

(承諾書の交付)

第24 市長は、公図訂正承諾申請書の審査の結果、適正と認めるときは承諾書に記名押印し、申請者へ交付するものとする。

第4章 道路区域確認

(道路区域確認申請)

第25 道路区域確認の申請者は、道路区域確認申請書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

2 申請書の提出部数は1部とする。

(事務の準用)

第26 道路区域確認に関する事務等について、次の各号については、それぞれ第2章第4、第6、第7、第8、第9、第14、第15、第17、第18の規定を準用する。

- (1) 費用の負担
- (2) 道路区域確認申請書の添付書類
- (3) 事前調査
- (4) 立会等の通知
- (5) 立会人の必要範囲
- (6) 道路区域確認書の添付書類
- (7) 道路区域確認申請の取り下げ
- (8) 道路区域確認書の交付
- (9) 道路区域確認書の保管

(申請者の範囲)

第27 道路区域確認の申請者は、大津市道に隣接又は関係する土地所有者とする。ただし、第5第1項ただし書きに該当する場合は、それぞれの定めによるものとする。

2 公共事業施行のため道路区域の確認を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、施行主体の官公署が申請者となることができるものとする。ただし、本市が事業の施行主体となる場合は、その事業を担当する所属長が申請者となることができるものとする。

(不調事案)

第28 申請者と道路区域の確認が得られなかった場合は、不調とする。

- 2 申請者とは道路区域の確認ができたが、第9第2項に規定する立会者の承諾が得られなかった場合は不調とする。ただし、申請地の隣の土地所有者から承諾が得られない場合で、申請地の隣の土地との境界に接しない地点までの一部確認とする場合は、この限りでない。
- 3 現地立会后1年以内に申請者から道路区域確認書の提出がない場合は不調とする。ただし、再立会を行い道路区域が確認できた場合はこの限りでない。

(道路区域確認書の作成及び提出)

第29 申請者は、市長と道路区域の確認が得られたときは、道路区域確認書(様式第14号)を作成するものとする。

- 2 道路区域確認書の作成部数は大津市保管分として1部、道路区域の確認を行った大津市道に隣接又は関係する土地(以下「確認地」という。)の土地所有者保管分の1部とする。ただし、確認地の土地所有者が複数の場合は、土地所有者保管分として土地所有者の人数分を作成することができるものとする。
- 3 公共事業施行のため道路区域の確認が必要な場合は、前項の規定にかかわらず公共事業の施行主体の保管分として、道路区域確認書を1部追加して作成することができるものとする。
- 4 道路区域確認書への確認地の土地所有者の記名押印は、確認地の土地所有者全てが記名

し実印を押印しなければならないものとする。ただし、確認地の土地所有者が第9第1項各項に該当する場合は、それぞれに定める者全てが記名のうえ、実印を押印しなければならないものとする。

- 5 作成した道路区域確認書は、第14第1項に掲げる書類を添付して、確認地の土地所有者が市長に提出するものとする。
- 6 確認地が本市の所有する土地の場合には、様式第15号による道路区域確認書を作成するものとする。

付則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成24年4月）は廃止する。
- 3 境界確定事務取扱要領（平成22年4月）は廃止する。
- 4 境界確定事務取扱要領（平成20年4月）は廃止する。
- 5 境界確定事務取扱要領（平成6年4月）は廃止する。